

事務連絡
令和3年9月16日

各都道府県
市町村 障害保健福祉主管部（局）御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
地域生活支援推進室

障害者に対する虐待防止措置の取組事例の周知について

障害者虐待防止法第29条、第30条及び第31条では、学校の長、保育所等の長、医療機関の管理者は、職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該各機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置（間接的防止措置）を講ずるものとする規定しています。

今般、「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」の調査結果を踏まえ、学校、保育所等、医療機関における障害者に対する虐待を防止する措置について参考となる取組事例を別紙のとおりとりまとめたので、貴部（局）におかれては別紙の内容について御了知ください。

なお、本件事務連絡は学校、保育所等、医療機関の担当部局宛にも別途通知されることを申し添えます。

<参考>

- ・「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究報告書」

URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000798662.pdf>

URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000798664.pdf>

【連絡先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援推進室
虐待防止対策係（担当 松崎、松本）
TEL：03-5253-1111（内線3149）
E-mail：soudan-shien@mhlw.go.jp